

○桜井宇陀広域連合公平委員会設置条例

平成9年3月31日
条 例 第 7 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、桜井宇陀広域連合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。